3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表の業種欄、品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業種	品　目	工　程	規　格	金　額
婦人服製造業	スカート又はスラックス	糸くず取り		１枚につき　18円
		かぎホック付け		１組につき　29円
		糸ループ付け	手編みに限る	１枚につき　21円
		スナップ付け		１組につき　22円
		ボタン付け	根巻きに限る	１個につき　11円
		×印しつけ止め		１か所につき　６円
スポーツ服製造業	トレーニングシャツ	糸くず取り		１枚につき　13円
		オープンファスナー付け	ステッチ入れを含む	１枚につき　80円
	トレーニングパンツ	糸くず取り		１枚につき　11円
		腰ひも通し	両端結びを含む	１枚につき　７円
		ファスナー付け		１枚につき　50円
下着製造業	スリップ	カットワーク	上下２か所以上カットワークするもの	１枚につき　21円
		糸くず取り	18か所以上のもの（１センチメートル四方内に糸が複数ある場合も１か所と数える。）	１枚につき　13円
	スリーマー	糸くず取り	11か所以上のもの（１センチメートル四方内に糸が複数ある場合も１か所と数える。）	１枚につき　９円
	ショーツ	糸くず取り	９か所以上のもの（１センチメートル四方内に糸が複数ある場合も１か所と数える。）	１枚につき　８円

4　効力発生の日　平成27年６月18日

公　告

諸　事　項

公示送達

請求者　福岡県行橋市宮市町５―15―408
畑　　克美

上記の者に送達すべき不利益処分審査請求事案（平成26年第18号）に係る審査の終了についての通知書は、東京都千代田区霞が関１－２－３人事院が保管し、いつでも請求者に交付するから、その受領方を申し出られたい。

人事院規則13―１第78条第２項及び第３項の規定により公示する。

平成27年５月19日
人事院事務総長　永長　正士

工場財団

神奈川県川崎市中原区下沼部1753番地**ルネサスエレクトロニクス株式会社**の工場財団に山梨県甲斐市西八幡4617番地ルネサスセミコンダクタマニュファクチュアリング株式会社甲府工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年５月19日　甲府地方法務局

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２６年（家）第７０４３号
福島県会津若松市住吉町３番１号　市営住吉向団地１－３
申立人　矢吹　俊一
申立人手続代理人弁護士　井川憲太郎
本籍福島県会津若松市湊町大字原字家ノ東70番地、最後の住所福島県会津若松市馬場本町１番28号、死亡の場所福島県会津若松市、死亡年月日平成25年８月６日、出生の場所福島県会津若松市、出生年月日昭和35年２月16日、職業自営業
被相続人　亡　五十嵐まるみ
福島県会津若松市追手町３番16号　一之丁ビル
相続財産管理人　一ノ瀬美枝
福島家庭裁判所会津若松支部

平成２７年（家）第７０５９２号
東京都品川区小山４丁目９番15号
申立人　新作　博明
本籍東京都品川区南品川５丁目478番地、最後の住所東京都品川区南品川４丁目８番７号、死亡の場所東京都品川区、死亡年月日平成26年11月６日、出生の場所東京府東京市京橋区、出生年月日昭和16年２月３日、職業無職
被相続人　亡　幸村　節男
事務所東京都千代田区麹町３丁目３番８号　丸増麹町ビル２階鈴木総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　鈴木　仁史
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７０６１６号
東京都葛飾区堀切３丁目14番８―403号レクセルプラザ堀切菖蒲園
申立人　大淵　潤子
本籍東京都墨田区菊川１丁目33番地、最後の住所東京都葛飾区白鳥２丁目９番18号　特別養護老人ホームかつしか苑、死亡の場所東京都葛飾区、死亡年月日平成26年12月８日、出生の場所東京府南葛飾郡大島町、出生年月日大正13年９月15日、職業無職
被相続人　亡　飯郷　雪江
事務所東京都世田谷区代沢５―18―５
相続財産管理人　弁護士　巻淵眞理子
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７０６５９号
東京都江東区亀戸９丁目34番１―1318号
申立人　鈴木　典子
本籍東京都杉並区本天沼３丁目259番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所東京都港区、死亡年月日平成26年６月28日、出生の場所東京都品川区、出生年月日昭和24年６月28日、職業会社員
被相続人　亡　鈴木　勝文
事務所東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　田村　香代
東京家庭裁判所

平成２７年（家）第７０７１１号
東京都大田区東雪谷１―32―22
申立人　菅野　芳子
本籍東京都港区高輪４丁目53番地、最後の住所東京都大田区雪谷大塚町７番３号　セリゼ雪が谷601　寺下方、死亡の場所東京都目黒区、死亡年月日平成26年８月29日、出生の場所上海卡徳路、出生年月日昭和９年６月27日、職業無職
被相続人　亡　奥平登代子
事務所東京都中央区銀座３丁目９番18―501号　東銀座ビル　土方法律会計事務所
相続財産管理人　弁護士　久野　　健
東京家庭裁判所